公告

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６第１項の規定に基づき、一般競争入札を行うので、次のとおり公告する。

令和７年４月１１日

田原市長　山　下　政　良

１　入札に付する事項

　(1) 件　　名　小型貨物自動車売却（Ｒ７－１０）

　(2) 場　　所　田原市田原町地内（田原市役所）

　(3) 引渡期限　令和７年６月３０日まで

　(4) 概　　要

車両　１台

車体　トヨタ　プロボックス

初年度登録　平成１８年

車体の色　シルバー

走行距離　１７１,９２９㎞

２　電子入札に関する事項

(1) ＫＳＩ官公庁オークションシステム（以下「官公庁オークション」という。）の利用

本公告に係る物件売却は、入札の手続を紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する官公庁オークションで行う。

　(2) ポータルサイト

官公庁オークションは、次のサイトにアクセスして使用する。一般競争入札に参加しようとする者は、紀尾井町戦略研究所株式会社が定める利用規約、操作手引書等を熟読しておくこと。

URL https://kankocho.jp

　(3) 実施方法

入札の実施については、田原市が定めるガイドライン（以下｢市ガイドライン｣という。）及び田原市一般競争入札実施要領により行う。契約条項その他の書類は、田原市ホームページから入手できる。

３　入札参加資格に関する事項

入札参加資格を有する者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

　(1) 地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者

　(2) 個人又は法人の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「防止法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当する者でないこと。また、個人又は法人の役員等が、暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者でないこと。

　(3) 当該物件を防止法第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者でないこと。

　(4) 次のいずれかに該当する者でないこと。

ア　暴力団員がその経営に実質的に関与している者

イ　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用する等している者

ウ　暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者

エ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるような関係を有している者

オ　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

　(5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）第５条第１項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員又は構成員となっている者でないこと。

　(6) 第２号から前号までに該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者でないこと。

　(7) 日本語を完全に理解できること。

(8) 市ガイドライン及び官公庁オークションに関連する利用規約、各種ガイドラインの内容を承諾、順守することができること。

(9) 官公庁オークションによりあらかじめ一般競争入札への参加申込みをした者であること。

４　一般競争入札の参加申込み等に関する事項

　一般競争入札に参加しようとする者は、官公庁オークションの画面上で参加申込み等一連の手続を行うこと。

５　現地説明を行う日時及び場所

　　下見会は、事前予約制とするので、参加希望者は次の受付期間に総務部契約検査課まで電話予約すること。

(1) 受付期間　令和７年４月１４日から令和７年４月２８日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）　午前９時から午後５時まで

(2) 下見期間　令和７年４月１７日から令和７年５月１日まで（休日等を除く。）　午前９時から午後５時まで

(3) 場所　愛知県田原市田原町南番場３０番地１　田原市役所

(4) 問合せ先　総務部契約検査課　電話０５３１－２３－３５０５

６　入札保証金

　(1) 入札者は、田原市財務規則（昭和４１年田原町規則第１号。以下「財務規則」という。）第１０５条ただし書の規定に基づき予定価格の１００分の１０以上の入札保証金を納めなければならない。

(2) 納付方法　入札保証金の納付は、クレジットカード（デビットカードは除く。）による納付のみとする。官公庁オークションの売却物件詳細画面から公有財産売却の参加仮申込みを行い、入札保証金を所定の手続に従って、クレジットカード（デビットカードは除く。）により納付すること。ただし、落札者以外の者からは入札保証金の引落しは行わない。

(3) 入札保証金の充当　落札者の納付した入札保証金は、契約保証金及び売却代金に充当する。

(4) 落札者が、田原市が定める契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金は田原市に帰属する。

７　一般競争入札等の場所及び期間

(1) 場所　官公庁オークションのシステム上

(2) 入札期間　令和７年５月２０日午後１時から令和７年５月２７日午後１時まで

(3) 開札日　令和７年５月２７日午後１時（予定）

８　予定価格

官公庁オークションのシステム上で事前公表する。

URL https://kankocho.jp

９　入札の無効に関する事項

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに市ガイドラインに記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

１０　落札者決定の方法

　　入札期間終了後、田原市は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定とする。 ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定する。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者の会員識別番号（ＩＤ番号）を落札者の氏名（名称）とみなす。

１１　契約保証金

(1) 契約の相手方は、財務規則第１２５条第１項ただし書の規定に基づき予定価格の１００分の１０以上の契約保証金を納めなければならない。

　(2) 契約締結期限

　　　契約締結期限は、令和７年６月９日午後５時までとする。なお、落札者が契約締結期限までに契約しなかった場合又は落札者が公有財産売却の参加仮申込みの時点で１８歳未満の者など公有財産売却に参加できない者の場合は、売却の決定を取り消すものとする。

(3) 契約保証金

　　　契約保証金は、入札保証金を充当し、その差額を納付するものとする。

　(4) 必要書類

　　　契約に際しては、田原市から契約書（２通）を送付するので、落札者は必要事項を記入し、押印の上、必要書類（田原市が電子メール等で送付する契約締結の案内において指示する書類）を添付して第２号の契約締結期限までに田原市に直接持参し、又は郵送（特定記録郵便又は書留郵便に限る。）すること。

１２　売払代金の納付に関する事項

　(1) 落札者は、売払代金の納付期限までに指定された納付方法により売払代金の全額を一括で納付すること。なお、売払代金のほか、契約費用、運搬費用、公租公課、自動車損害賠償責任保険料等並びに本契約の締結及び履行に関して一切の費用は、落札者の負担とする。

(2) 売払代金納付期限

　　　売払代金納付期限は、令和７年６月１０日午後２時３０分までとする。

(3) 納付方法

売払代金は、田原市が交付する納入通知書又は田原市が指定する銀行口座への振込により納付すること。なお、売払代金の納付に係る費用は、落札者の負担とする。また、田原市が納付期限までに売払代金の納付を確認できることを条件とする。

１３　所有権の移転及び名義変更

　　売買物件の所有権は、落札者が売買代金を完納した時に移転するものとする。

１４　その他

　　　売却財産は、経年による劣化、使用による傷及び不具合が複数箇所あるので、十分理解した上で入札すること。また、田原市は種類及び品質に関する不適合について担保責任を負わない。

１５　担当課

　　　総務部契約検査課　電話０５３１－２３－３５０５